

令和6年12月2日

居宅介護支援事業所 御中

一般社団法人北海道総合研究調査会
理事長 五十嵐 智嘉子
(公 印 省 略)

**「主任介護支援専門員研修」
居宅介護支援管理者要件に係る経過措置の令和8年度末終了に伴うご連絡**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標題の件につきまして、ご承知のとおり、居宅介護支援事業所の管理者要件（別紙1）の適用については、令和8年度末（令和9年3月31日）をもって経過措置期間が終了する予定となっております。終了まで約2年と期日が迫ってきたことから、管理者要件の充足に必要な主任介護支援専門員研修の受講について下記のとおりご連絡いたします。

貴事業所におかれましては、内容を改めてご確認の上、まだ対応されていない場合は計画的な受講をご検討くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 主任介護支援専門員研修を修了していない、居宅介護支援事業所の管理者または管理者として従事予定の介護支援専門員の方で、本研修の受講要件を満たしている場合は、経過措置期間中（令和7・8年度）に主任研修をお忘れなく受講してください。

<参考：介護保険最新情報 Vol.843 令和2年6月5日厚生労働省通知より>

令和9年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者で、主任研修を修了していない者、または主任の有効期間が満了した者は、主任研修を修了しなければ、居宅介護支援事業所の管理者業務を行うことができません。（やむを得ない理由で保険者が認めた場合、または特別地域居宅介護支援加算もしくは中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合を除く）

2. 経過措置の最終年度である令和8年度の主任研修に受講希望者が集中して、大幅な定員超過が生じた場合、すべての方に受講いただけないことも想定されます。
すでに受講要件を満たしている方は、可能な限り令和7年度にお申込みください。

以上

お問合せ先

・本研修に関すること

一般社団法人北海道総合研究調査会（研修実施団体）
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館3階
電話 011-222-7330（ケアマネ研修担当直通）

・運営基準に関すること：事業所が所在する市町村（保険者）

居宅介護支援事業所管理者の要件について

居宅介護支援事業所の管理者については、平成30年度介護報酬改定において、管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されました。

令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置がありましたが、令和2年6月5日に基準省令が改正され、令和3年4月1日以降、新たに居宅介護支援事業所の管理者となる場合（下記のいずれかに該当する場合）は、主任介護支援専門員の資格を有している必要があります。

- ・令和3年4月1日以降に、新規で居宅介護支援事業所を開設する場合
- ・令和3年4月1日以降に、管理者を交代する場合

なお、令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者を継続する場合に限り、令和9年3月31日までは管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が猶予されます。

詳細は、介護保険最新情報 Vol.843 (令和2年6月5日厚生労働省通知)をご確認ください。